

## 会 議 録

会 議 名	平成 30 年度第 3 回東浦町景観まちづくり委員会	
開 催 日 時	平成 30 年 9 月 27 日 (木) 午後 6 時から午後 8 時まで	
開 催 場 所	東浦町役場 3 階 合同委員会室	
出 席 者	委 員	海道清信氏(委員長)、久米弘氏(副委員長)、 梶川幸夫委員、竹田正巳氏、久米義金氏、万木和広 氏、青山佳子氏
	事務局	神谷町長、井上建設部長、野村建設部次長、小井手 建設部技監 棚瀬都市計画課長、榊原課長補佐兼都市計画係長、 竹内主査、久野主査、村中技師 (株)国際開発コンサルタンツ 森下
議 題 (公開又は非公開の別)	明德寺川周辺重点区域候補地区の方針及び範囲等について(公 開) 景観形成重点区域意見交換会(明德寺川周辺景観形成重点区 域)について(公開)	
傍 聴 者 の 数	1 名	
議 論 内 容 ( 概 要 )	議題の議論内容については、別紙のとおり	
備 考		

【明徳寺川周辺重点区域候補地区方針及び範囲について】

事務局： 資料1「明徳寺川周辺景観形成重点区域作業フロー（案）」及び資料2「明徳寺川周辺景観形成重点区域（素案）」について説明。

コンサル： 資料1「明徳寺川周辺景観形成重点区域作業フロー（案）」及び資料2「明徳寺川周辺景観形成重点区域（素案）」について補足説明。

委員： 景観形成重点区域になった際に公共施設の届出は必要になるのか。

事務局： 景観法において公共施設に対する届出は適用除外となっている。景観法において国や地方公共団体は、責務として先導的な役割を果たさなくてはならないと規定されており、景観に関して当然配慮しなくてはならない。景観法による届出は不要だが、景観への配慮がなされているかの確認するため、通知をしなければならいと規定されている。

委員長： 事務局の説明を整理すると、公共施設については、審査対象ではないが通知を出さなくてはならない。しかし、通知後、景観計画のルールから逸脱していた場合の対応はどのようにするのか。

事務局： 景観法において必要に応じて協議ができる規定があり、ルールから逸脱した場合は、景観法、景観条例及び景観計画の考えに沿って協議することとなる。

委員： 公共施設は、審査の適用除外だが、事務量は通常の届出と同様か。

事務局： 景観法には、通知する旨のみ規定されている。町としては、運用で通知に加え通常の届出と同程度の書類添付を求めているため、実質の審査については、ほぼ同様の事務量である。

委員： 資料2のデザインルールで図書館周辺ゾーンや県営住宅ゾーンは、ほぼ対象外となっている。また、前回の委員会でも別の委員から意見が出た通り、事務量の増大が問題であり、この2つのゾーンが事務量を増加させる要因でもある。

明徳寺川周辺の特徴を活かした景観形成重点区域として指定するのであれば、明徳寺川周辺の景観形成重点区域から図書館周辺ゾーンや県営住宅ゾーンを区域から除外することを提案する。

委員長： 図書館周辺ゾーンや県営住宅ゾーンは、様々なご意見が出てくるポイントである。この二か所は、市街地で、これから開発行為がある可能性が高い地域である。

委員： 明徳寺川周辺景観形成重点区域のルールは、緒川、生路、森岡での景観形成重点区域の指定を含めて考えるべき。明徳寺川周辺の景観形成重点区域の図書館周辺ゾーンは、農業振興地域農用地区域の規制があり、開発する場合は、開発許可も受けなくてはならないため、件数は少ないと考えられる。そして、図書館周辺ゾーンの建築は、決して良いものではない。

都市的な空間があり、農地があり、川に接している中庸的な場所とし

て、それぞれが分かれていない場所である。ここを含めて景観形成重点区域を考えるべきである。

届出行為の件数は、景観形成重点区域を決めた後に考えるべきであり、件数を優先して、案として挙げられているゾーンをから除外することは、真逆の考えだと思う。前回の委員会において自分が発言した意見の全否定になってしまうが。

都市計画道路の予定線があり、県道が拡幅され、横断するため、図書館周辺ゾーンを含めることによって、景観について考えてもらうことができる良い場所である。

公共施設が先導的役割を果たすために、景観形成重点区域に指定することにより、アピールができる。

委員： 図書館周辺ゾーンは、公共施設ばかりである。公共施設は、先導的役割を果たして、率先してやるのが当たり前であり、他のゾーンに焦点を絞って考えるべきである。

委員： 現在の図書館周辺ゾーンの状況としては、ごみ置き場も荒れており、緒川地区でも少々問題な地区であるため、このゾーンが景観形成重点区域に指定された際に、どのように良好な景観を形成するか考えるのが困難である。

委員： 公共の場を視点場として設定するに当たり、資料に記載のある高台の視点場は、人々が誰でもすぐに眺望できる場所ではなく、設定するのであれば、於大まつりの行列が歩く並木道の視点場が移り変わるところが大事である。

また、文言で表すことも重要で、行事と景観を結び付けることを考えると図書館周辺ゾーンは外せないと思う。

委員長： 地元の方に景観形成重点区域を設定するに当たり、説明する根拠や材料は何があるか。

委員： 地主に対し、しっかり説明が必要である。

委員： 図書館周辺ゾーンは、景観形成重点区域に指定すべきである。川沿いのみを対象と考えるのではなく、農地と住宅を繋ぐということを考えると図書館周辺ゾーンも含めて景観に対する雰囲気を出していくと良い。

委員長： 景観形成重点区域は、良い景観を守るという考えと、育てるという考えがあり、今回の景観形成重点区域の案では、ゾーンが細かく分かれており、守る、育てることを分けて考え、景観まちづくり委員会として、しっかり方針を理解して住民の方にもしっかり理解し納得してもらう必要があるため、このまま継続して検討していく方向で進める。

委員： 資料2の14ページの太陽光発電設備の欄に朱書きで公共施設から容易に望見できないようにと記載があるが、なぜ公共施設なのか？

委員： 公共施設は、公共の視点場という意味で、道路等の公共の視点場とい

う意味ではないか。

委員 長： 公共施設と記載した理由の説明を求める。

コン サ ル： 公共施設と記載があるが、多くの方が利用される場所で、公共施設や道路を想定し記載した。

委員 員： すでに建っている建築物等に対する周知はどうするか？

また、資料1の8ページの※1の説明文に記載のある通常の維持管理は、何を指すのか。

コン サ ル： 通常の維持管理とは、自身で行うので小規模な修繕や建具の更新を対象外とする意図で記載している。

委員 長： 拡大解釈されないような文書の作成をしないといけない。

委員 員： 大規模な修繕の意味が建築基準法に沿って主要構造部の過半を修繕することを意味しているが、あくまでも建築基準法は、防火の面で定められている。しかし、景観の大規模は、建築基準法に沿ってではなく、文化財の考え方にすべきではないか。

色の塗り替えについても道路から見たときの見つけ面積で考えている自治体もあり、そこも検討が必要である。

委員 員： 12ページのデザインルールで、ゾーン内での暮らしぶりのイメージを共有できる写真を添付すると良い。私なりのイメージがあり、提示しても良いと考えている。

委員 員： 8ページの太陽光発電設備は、工作物の高さ2mは抵触するのか。

高さを対象としないのであれば、面積の要件を付けるべきでは。

コン サ ル： 太陽光発電設備については、すべてを対象とする。面積要件を付けない理由は、その面積要件以下で分割し、太陽光発電設備を設置されることがあるため。

委員 長： 太陽光発電設備が明徳寺川周辺の農業振興地域農用地区域で設置される可能性があるか。

委員 員： 農業振興地域農用地区域でも太陽光発電設備を建築できる。農地の上に太陽光発電設備を建て、パネルの下でシイタケ栽培などの農地利用する方法がある。

委員 員： 農業振興地域農用地区域を除外して太陽光発電設備を建てる方法もあるのか。

事 務 局： 農業振興地域農用地区域の除外が全てできないのではなく、農業振興地域農用地区域の周辺部からであれば、農業振興地域農用地区域の除外ができる可能性がある。

委員 員： 工作物の景観に対する効果を考えると工作物の種類によって高さが違うことが考えられる。建築確認での高さの基準であれば、工作物の種類によって高さが違うため、2mではなく高さの届出対象行為を工作物の種類によって変えるべき。

- 委員 長： 工作物の高さは、建築基準法や他市町の重点区域を参考に検討する。
- 委員： 物件の堆積は、市街化調整区域に多い。物件の堆積の高さ 3 m 及び面積 100 m<sup>2</sup>の届出対象行為の基準は良いが、堆積期間の 30 日については、記載している部分の意味を考えるべき。道路沿いに対し、溶融亜鉛メッキの囲いの中に堆積する物件もあり景観に悪影響と考える。
- 委員 長： 農地の嵩上げで土砂の堆積する物件が多いと考えられるがどうか。
- 事務局： 農業の用に供するものは、景観法施行令で適用除外と規定されている。
- 委員： 堆積は、工事用の埋め戻しに使う土を 30 日以上保管することもあり、そのような物件を規制するのではなく、常習的に 30 日未満の盛り切りを繰り返す物件や、常時堆積された物件を規制していきたい。
- コンサル： 他市町の事例を確認しながら字句を整理する。
- 委員： 良好な景観に支障のきたす恐れのある行為で木竹の伐採や水面の埋め立の記載がないが。
- コンサル： 大規模の場合に影響があるという考えなのであえて景観形成重点区域の対象行為としていない。
- 委員 長： 斜面樹林地の景観が良いと記載があるにもかかわらず、木竹の伐採の記載がないため、その部分を記載するか事務局で検討する。

**【景観形成重点区域意見交換会（明徳寺川周辺景観形成重点区域）について】**

- 事務局： 資料 3 景観形成重点区域意見交換会（明徳寺川周辺景観形成重点区域）について説明。
- コンサル： 資料 3 景観形成重点区域意見交換会（明徳寺川周辺景観形成重点区域）について補足説明。
- 委員 長： 意見交換会は、誰を対象とし、会場は、どの程度の規模か。景観まちづくり委員会の委員は参加するのか。
- 事務局： 対象は、明徳寺川の自然を守る会の方、農家の方及び図書館周辺の住民の代表で 30 人程度を想定している。
- コンサル： 意見交換会は、ワークショップ形式で行う。
- 委員 長： 誰がファシリテーターをやるのか。各テーブルに景観まちづくり委員会の委員が参加するのか。
- コンサル： 前半の説明で明徳寺川周辺は良い場所だということを共有し、後半で景観形成重点区域の説明を行う。
- 委員 長： 1 回目の意見交換会で景観の一般的な内容を説明し、2 回目でルールの説明をしても理解を得られない。理解を得るには、時間を要する。
- コンサル： 他自治体の景観形成重点区域の場合でも同様の方法で行っており、2 回で意見交換会を完了した実績がある。1 回目は、ルールを細かく説明するのではなく、住民に理解を得ることを考えている。
- 委員： 住民説明が 2 回だと丁寧に説明しきれない恐れがある。

コ ン サ ル： 回数については、平成 32 年度に運用開始するには、今年度の 2 回で説明し理解を得る必要がある。

委 員 長： 1 回目で参加者に理解を得る説明は大事だが、町のスケジュールを基準に考えるべきではない。理解を得るには、時間がかかる。自発的に景観を考える意識を持つまで焦らずに説明すべきである。

平成 32 年までのスケジュールの説明を求める。

コ ン サ ル： 資料 1 の 2 ページにあるように、景観審議会、都市計画審議会、パブリックコメントを行い、景観計画の変更及び条例改正を行う。

委 員 長： 平成 31 年度に住民対話を重ねるべきである。

コ ン サ ル： 条例改正を平成 31 年度中に行うには、このスケジュールで進めなくてはいけない。当初は、記載の回数より多くの意見交換会を設ける予定だったが、昨年からの意見が委員会でもとまらなかったため、資料に記載のスケジュールとなった。

委 員 長： 平成 31 年 5 月に住民説明会を行うのではなく、その前に住民の意見交換会を何度か行うべきである。

コ ン サ ル： 意見交換会の回数は、条例改正等とのスケジュールを確認していく必要がある。

時間をかけて、景観に支障を与える行為が行われて景観が崩れていく恐れがある。

委 員 長： 第 1 回の意見交換会を行った後の反応を見て、今後の動きを考える。

委 員 員： 平成 31 年の景観まちづくり委員会は何を議論するのか。

事 務 局： 次の景観形成重点区域の候補である緒川の屋敷のまち並みと共感プロジェクトについて議論する。また、明德寺川周辺の景観形成重点区域についても随時議論する。

委員長の言う通り、地元で理解を得て、資料のスケジュールでは平成 32 年運用開始だが、目標であり、今後スケジュールの変更も考えられる。

委 員 員： 色の良し悪しの記載が多く、地形に関して、材料や素材の良さについての記載がないのでは。ゾーンごとの具体的な事例を記載し、イメージを共有していくことが大事なのでは。

コ ン サ ル： その部分については、2 回目での説明で良いのでは。2 回目の意見交換会で細かくゾーンを説明する予定であるため。

委 員 長： 具体的な線引きをせず、特徴を示してはどうか。大まかにゾーンで区切ってそれぞれの特徴を説明していくと良いのでは。

委 員 員： 資料 3 の 21 ページの前に景観計画にある、根と狭間の景観がわかる左手の図を入れると理解を得られるのでは。

デザインルール等の説明が少ないと伝わりづらいのでは。

委 員 員： 私は、景観について素人であるため、資料 3 の意見交換会の説明資料は、わかりやすく感じたため、第 1 回は、この程度の説明で良いのでは。

委員 長： 地域の方には、地域の自慢話をしてもらってはどうか。委員会で今まで議論した詳細なルール等を意見交換会で説明するのは、先走り過ぎているため、皆さんの意見を頂くことを考えて1回目の意見交換会を行う。

委員： 私も、その程度で進めた方が良いと考える。

委員： 景観事業において、最初に幸せなまちをデザインするワークショップを行い、委員会が開かれて、景観計画を作成し条例が制定されたため、今回の意見交換会は、再度、遡って同様なことを行うことを意識すべき。

委員： 幸せなまちをデザインするワークショップと今回の意見交換会は、どれくらいの人がかかるのか。

委員： それほど、重なっていない。

委員： まずは、景観について理解を得なくてはならない。

委員 長： 20 ページの前に東浦町の景観の経緯の資料を記載すべきでは。

まとめとしては、明德寺川周辺景観形成重点区域候補地区の方針及び範囲等については、様々な意見が出たので再度整理して、議論したい。

景観形成重点区域意見交換会については、進め方についてももう少し話を詰める。第1回は特に、ボタンの掛け違えにならないように、皆さんと一緒に作らなくてはならない。委員会の想いを伝え、意見交換会の参加者から意見をもらい、一方的な押し付けにならないように、地元が自発的に景観を考えてもらえるよう進めたい。

委員 長： 以上で本日の議事を終了とする。